

暮らしの情報箱

- はがきなどで申し込む場合の記入例
- 1 催しなどの名称
 - 2 〒住所
 - 3 氏名(ふりがな)
 - 4 年齢(学年)
 - 5 電話番号
 - 6 その他必要事項
- ※費用が記入されていない催しなどは原則無料です。

福祉

支払い代行サービス

預貯金の払戻しや各種公共料金の支払いなどを代行するサービスです。

① 次の全てに該当する区内在住の方

- ① 自宅で生活をしている
- ② サービスの契約内容を判断できる
- ③ 身体的な事情により、自分では預貯金の出し入れや料金の支払いが難しい

● 利用料 月額1,080円から

④ おおた成年後見センター
☎3736-2022 FAX3736-5590

特別養護老人ホーム入所優先度評価の有効期間満了の方へ

特別養護老人ホーム入所の優先度評価で二次へ進んだ方の有効期間は1年です。満了後も引き続き入所希望の方は再度の申し込みが必要です。申し込みがない場合は、入所希望者の登録から除かれますのでご注意ください。

⑤ 昨年9月に優先度評価を受けた方
※区内在住で原則要介護3～5の認定を受け、初めて入所申し込みをする方や、申し込みをされていて要介護度や介護者の状況などに変更があった方も対象。要介護1・2の方は特例入所の要件に該当すれば申込可

⑥ 8月31日までに所定の申込書(申込先で配布。区HPからも出力可)をお住まいの地域を担当する地域包括支援センターか地域福祉課か問合先へ持参
※申込書の「介護支援専門員の意見書」欄は担当のケアマネジャーなどに記入を依頼してください。

⑦ 介護保険課介護サービス担当
☎5744-1258 FAX5744-1551

重度の障がいのある方の手当

所得制限があります。詳細はお問い合わせください。現在受給中の方へ現況調査のための通知を8月上旬に郵送します。

◆特別障害者手当(国の制度)

⑧ 日常生活に常時特別な介護を必要とする、次の全てに該当する20歳以上の方

- ① 障がいの程度が、おおむね身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度程度の障がいがあるか、これらと同程度の障がいがある
- ② 施設に入所していない
- ③ 病院か診療所に3か月を超えて継続して入院していない

● 手当額(月額) 26,940円

◆障害児福祉手当(国の制度)

⑨ 日常生活に常時介護を必要とする、次の全てに該当する19歳以下の方

- ① 障がいの程度が、身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度に該当するか、これらと同程度の障がいがある
- ② 施設に入所していない
- ③ 障がいを理由とする公的年金を受けていない

● 手当額(月額) 14,650円

◆東京都重度心身障害者手当(都の制度)

⑩ 次のいずれかに該当する64歳以下の方(施設に入所中か、病院や診療所に3か月を超えて入院している場合を除く)

- ① 重度の知的障がい、特に著しい問題行動などのため、常時厳重な注意や特別な介護を必要とする
- ② 重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している
- ③ 重度の肢体不自由のため両上肢・下肢の機能が失われ、介助がなければ座ることができない

度(肢体不自由のため両上肢・下肢の機能が失われ、介助がなければ座ることができない)

- 手当額(月額) 60,000円
- ④ 障害福祉課障害者支援担当
☎5744-1251 FAX5744-1555
- ⑤ 地域福祉課障害者地域支援担当

	身体	知的
大森	☎5764-0657 FAX5764-0659	☎5764-0710
調布	☎3726-2181 FAX3726-5070	☎3726-6032
蒲田	☎5713-1504 FAX5713-1509	☎5713-1507
糀谷・羽田	☎3743-4281 FAX6423-8838	☎3741-6526

税

個人事業税第1期分の納期限は8月31日です

郵送した納税通知書に記載されている金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。

⑥ 品川都税事務所 ☎3774-6666

子ども

笑顔いっぱい 楽しい子育てのために ご利用ください「子育て講座」

12月までの期間、しつけや育児、健康や遊びなどをテーマに、専門の講師による講座を開催します。詳細はお近くの児童館へお問い合わせください。

⑦ 子育て中や子育てに関心のある方
※講座の日程やテーマなどは次の施設か区HPでご覧いただけます。

- 児童館、保育園、キッズな、図書館、地域健康課でチラシを配布
- ⑧ 子育て支援課子育て支援担当
☎5744-1273 FAX5744-1525

子ども家庭在宅サービス

保護者の傷病、育児不安、出産などで一時的にお子さんの面倒を見ることができないとき、次の施設で預かります。ご利用の方は事前にお問い合わせください。

- ⑨ 区内在住の2～15歳(中学生)のお子さん
- 宿泊型一時保育=1か月に7日(保護者の入院の場合は14日)まで、1泊2日6,800円(以後1日につき3,400円加算)
- 夜間一時保育=1回1か月まで、午後5時～10時、日額1,400円
- 休日一時保育=1日(連続する休日がある場合はその期間)、午前8時～午後5時、日額2,000円

⑩ 利用希望月の3か月前の1日から利用日の3日前までに問合先へ電話

⑪ ひまわり苑
☎5737-1070 FAX5737-7197
コスモス苑
☎3751-3378 FAX3751-3396



募集

ファミリー・サポートおおた 提供会員養成講座(4日制)

育児の援助を受けたい方(利用会員)とその手助けをしたい方(提供会員)の会員組織です。本講座を修了すると、提供会員として登録され、有償ボランティアとして活動ができます。

⑫ 区内在住の20歳以上で心身ともに健康な方
⑬ 9月5～7・11日、午前10時～午後3時(5日は午後3時30分まで)

⑭ 消費者生活センター
⑮ 先着50名

⑯ はがきか封書(記入例参照。生年月日も明記)。ファミリー・サポートおおた事務局(〒143-0016大森北4-16-5)へ
☎5753-1152 FAX3763-0191



音訳者養成講座(初級)

視覚障がいの方への情報提供手段である「音訳」の技術を学び、修了後は音訳ボランティアとして活動していただきます。

⑰ 次の全ての条件を満たすおむね60歳までの方

- ① 区内在住・在勤
- ② 音訳ボランティアに理解があり、声の図書室で活動できる
- ③ 全日程出席できる
- ④ 基本的なパソコン操作(文字入力、メールなど)ができる

⑱ 10月17日～平成31年3月6日の水曜、午後1時30分～3時30分(全17回)
⑲ さぼーとぴあ
⑳ おおむね20名(選考有り)

㉑ さぼーとぴあへ電話かFAX(記入例参照)9月1日必着
☎5728-9434 FAX5728-9438

ユネスコ「大田地域遺産」写真展の作品公募

区内の風情ある場所や歴史ある建造物、伝統的な祭礼などの写真を公募します。

- 応募規定 六つ切サイズをカラープリントで提出。デジタルフォト可。組写真不可(1人2点まで)
- ⑳ 写真裏に、〒住所、氏名、電話番号、作品タイトル、撮影場所、撮影年月、写真の上下を記入した紙をテープで貼り、はがき(通知用)を1枚同封し、大田ユネスコ協会事務局(〒143-0024中央8-15-10)へ郵送。10月31日必着
- ㉑ 地域力推進課区民協働・生涯学習担当
☎5744-1443 FAX5744-1518

お知らせ

産業支援情報

① 「大田の工匠」による技術指導・相談
腕利きの職人である「大田の工匠」が直接指導し、相談に乗ります。

② 区内中小企業者
③ 所定の申込書(問合先HPから出力可)を問合先へ持参かFAX

④ ビジネスサポート相談
事業計画・法律・財務など会社経営のお悩みに専門家がアドバイスします。

⑤ 区内中小企業・個人事業主
⑥ 所定の申込書(問合先HPから出力可)を問合先へFAX

⑦ 知的財産総合相談
特許などの権利化や権利侵害などの相談を専門家がお受けします。

⑧ 区内中小企業・個人事業主
⑨ 問合先へ電話

⑩ 商店街空き店舗マッチング事業
商店街のにぎわい維持のため、区内で起業・事業展開を検討する方に対し、物件情報を紹介します。

⑪ 問合先へ電話
◇1～4いずれも◇

⑫ (公財)大田区産業振興協会
1～3 ☎3733-6144 FAX3733-6459
4 ☎3733-6401 FAX3733-6459
<https://www.pio-ota.jp/>

海老取川河川整備計画(変更原案)

- 閲覧場所 都市基盤管理課、東京都第二建設事務所、問合先、問合先HP
- 意見募集期間 8月31日まで
- 意見の提出方法 閲覧場所へ持参か問合先HPで
- ⑬ 東京都建設局河川部計画課
☎5320-5415

大田区景観計画の変更

洗足池景観形成重点地区、景観資源の追加指定などを行いました。

- 施行日 10月1日
- 縦覧場所 都市計画課都市計画担当
☎5744-1333 FAX5744-1530

中学校卒業程度認定試験

合格すると、高等学校への入学資格が得られます。

⑭ 平成31年3月31日現在16歳以上か、次のいずれかに該当する同日現在15歳以上の方

- ① 就学義務猶予・免除を受けているか、過去に受けたことがある
- ② 上記①に該当

放置自転車などを保管する「第5保管所」を廃止します

下表の16駅周辺の放置禁止区域で9月1日以降に撤去する自転車などの保管所を変更します。 ※8月末までに撤去した自転車などは、9月30日まで第5保管所に保管します。

保管所が変更となる駅名(16駅)		8月末までに撤去した自転車など	9月1日以降に撤去する自転車など
都営浅草線	馬込、西馬込	第5保管所 西蒲田八丁目6番(西蒲田公園地下) ☎3737-3641	第1保管所 平和島一丁目2番先(平和島陸橋下) ☎3765-5161
東急池上線	池上		
東急池上線	長原、洗足池、石川台、雪が谷大塚、御嶽山、久が原、千鳥町		
東急多摩川線	多摩川、沼部、鶴の木		
東急目黒線	大岡山、田園調布		
東急大井町線	北千束		

⑮ ① 馬込、西馬込、池上の各駅で撤去した自転車などについて
地域基盤整備第一課自転車対策担当(大森地区)
☎5764-0630 FAX5764-0633

① 以外の駅で撤去した自転車などについて
地域基盤整備第一課自転車対策担当(調布地区)
☎6450-0700 FAX5764-0633

